

## 第3章

### 計画の取組



## 第3章 計画の取組

### 1 基本理念

こども施策の推進にあたっては、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」を実現することが重要であるとされています。

こども大綱においては、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指すとしており、宮崎県こども未来応援プラン（宮崎県こども計画）においては、「すべてのこども・若者の夢や希望を応援し、幸せの輪が広がる宮崎づくり」を基本理念としています。

そうした中、本市においては、令和6年8月に開催された「こども議会 2024～こどもまんなか社会編～」(主催：「絆を結ぶ物語」実行委員会)において、こどもたちから、理想の社会に関するキーワードとして、「個性」「意見を出しやすい」「安心」等が挙げられました。

本計画においては、国・県の考え方、本市のこどもたちの意見等を踏まえ、基本理念を「こどもや若者の個性や意見を尊重しながら健やかな成長をみんなで支えるまちづくり」とし、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に健康で幸せな生活の中で育ち、生きる力を育みながら、権利の主体として尊重され、個性や創造性を発揮する環境をつくり、地域とともに、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることができるまちづくりを目指します。

#### 【基本理念】

**こどもや若者の個性や意見を尊重しながら**

**健やかな成長をみんなで支えるまちづくり**

## 2 施策体系

基本理念の実現のため、5つの基本目標を定め、関係機関等と連携・協力しながら、こども施策の総合的な推進を図ります。

基本目標	施策
<p>1 こども・若者の権利を守る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育</li> <li>(2) こども・若者の社会参画・意見反映</li> <li>(3) 児童虐待防止対策の推進</li> <li>(4) ヤングケアラーへの支援</li> <li>(5) いじめ防止対策の推進</li> </ul>
<p>2 ライフステージに応じて切れ目なく支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安心できる相談支援体制と情報発信の充実</li> <li>(2) 母子保健及び健康づくりの充実</li> <li>(3) こども・若者の健やかな心身の育成</li> </ul>
<p>3 こども・若者と子育て家庭を支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 質の高い教育・保育の提供の充実</li> <li>(2) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくりの推進</li> <li>(3) 家庭や地域のつながりによる子育て支援と教育力の向上</li> <li>(4) こども・若者の安全と安心の確保</li> </ul>
<p>4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発達に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進</li> <li>(2) ひとり親家庭に対する自立支援の充実</li> <li>(3) こどもの貧困の解消に向けた対策</li> <li>(4) 悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族への支援</li> </ul>
<p>5 若い世代の安定した生活基盤を支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 若者の就職・結婚・子育てへの社会全体での支援</li> <li>(2) とともに協力しながら働き・子育てできる社会の推進</li> </ul>

### 3 基本目標及び施策の展開

#### 基本目標1 こども・若者の権利を守る

こども基本法や子どもの権利条約に定められているように、全てのこども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った自立した個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現する権利を持っています。

しかしながら、いじめ・体罰・児童虐待・性被害等、こどもが被害者となる人権侵害の件数は全国的にも増加しています。

そのため、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、人権に対する市民一人ひとりの理解を深め、人権尊重の意識の醸成を図る必要があります。

こども・若者一人ひとりの権利を守り育みながら、希望を持って健やかに育つことができるよう、こどもの権利について、こども・若者自身はもとより、広く市民へ周知・啓発を図ります。

また、様々な場面でこども・若者が参画し、意見が反映できる機会づくりを進めます。

さらに、いじめや虐待等の発生予防・早期発見、早期対応を図るため、関係機関の協力体制の充実に努めます。

#### (1) こども・若者の権利に関する周知・啓発や教育

こども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、本計画や、その基本となるこども基本法、子どもの権利条約の内容等、こどもの権利について、広く市民に周知・啓発及び教育を推進します。

また、こども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女共同参画社会を目指す教育や啓発活動を推進するとともに、性的マイノリティに対する差別や偏見を解消するため、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

##### 主な施策内容

- ・ こども基本法、子どもの権利条約及び小林市こども計画の周知・啓発
- ・ こども・若者の権利に関わる教育（人権教育）の推進
- ・ 男女共同参画の意識の醸成
- ・ 多様な性のあり方に対する理解促進

## (2) こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策を策定及び実施する際に、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることを、地方公共団体に義務付けています。

「自分の意見がきちんと受け止められた」「自分の意見が社会を変えた」という経験は、こども・若者にとって大きな成長の糧となります。そして何より、こども・若者や子育て世帯の声を聴くことは、その世代のニーズを的確に捉え、施策の実効性を高めるために不可欠です。

そのため、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成・表明に関する支援を行います。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども・若者や子育て世帯の意見を聴く取組の推進</li> <li>・ こども・若者の意見の尊重と参画の促進</li> <li>・ 若者の選挙への参加意識の啓発</li> </ul>

## (3) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待相談件数は年々増加し、全国各地でこどもの命が理不尽に奪われる事件が後を絶ちません。

児童虐待は、こどもの心身に消えない深い傷を残し、時には命を奪うもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。

その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSを早期に把握し、支援していくため、児童虐待防止対策推進の核として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、定例会議や個別ケース検討会議を随時行い、医療や保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を強化するとともに、体罰によらない子育てを推進します。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関の連携による支援</li> <li>・ 養育サポートによる児童虐待防止</li> <li>・ 児童虐待防止に関する普及・啓発</li> <li>・ パートナーからの暴力に対する親子の保護と自立支援</li> </ul>

## (4) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。

ケアが日常化・長時間化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が奪われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなる、重大な権利侵害です。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・スクールソーシャルワーカー等の配置による現状把握と早期支援の推進</li> </ul>

## (5) いじめ防止対策の推進

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。

こどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

また、いじめを含むあらゆる悩みに対し、こどもが身近にいる信頼できる大人に援助を求めるための方法の学習機会を確保するとともに、教職員等の受け止め方とその後の対応に関する研修等を行うことで、こどもの心身を守ります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制を整え、個別の事案に適切に対応し、速やかで誠実な解決に努めます。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止教育の推進</li> <li>・相談支援体制の確保</li> <li>・適切ないじめ対応と関係機関との連携</li> </ul>

## 基本目標2 ライフステージに応じて切れ目なく支える

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等、家庭を取り巻く環境が変化する中、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

そのような中、成育過程にあるこども・若者、その保護者、そして妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、令和元年に「成育基本法」が施行され、成育医療等基本方針に基づく「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組が推進されています。

こども・若者、そして子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立することがないように、健康・福祉・教育関係各課や関係機関との連携を強化し、切れ目のない包括的な子育て支援を推進します。

### (1) 安心できる相談支援体制と情報発信の充実

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされ、本市においても令和6年4月より「小林市こども家庭センター」を設置しています。当センターを中心に、妊娠前から子育て期まで切れ目なく、心身ともに健康で、楽しく妊娠・出産・子育てができるよう取り組みます。

また、こども・若者が、出生してから社会的に自立するまで、安心して健やかな生活が送れるよう、地域と連携した支援体制の構築を図るとともに、こども・若者のニーズに応じた情報発信の充実に努めます。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠から子育て期までの切れ目ない包括的な地域の支援体制の充実</li> <li>・重層的支援体制の構築</li> <li>・あらゆる媒体を活用した情報発信の充実</li> </ul>

## (2) 母子保健及び健康づくりの充実

働く女性の増加や初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇を受け、女性の健康づくりの重要性が一層高まっています。

また、伴走型相談支援を通して、ハイリスク妊婦に対する支援を早期に開始するとともに、乳幼児健診未受診者の中には、問題を抱えているケースもあるため、未受診者の対応の充実を図る必要があります。

妊娠の届出・母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査等の受診勧奨や母子健康手帳等の効果的な活用を推進するとともに、妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や胎児への影響等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、支援が必要な母子等に対して、相談支援や訪問指導等を通じて適切な支援を実施します。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦及び乳幼児の健康の確保</li> <li>・妊娠期・産後の育児支援の充実</li> <li>・不妊検査や治療に関する支援と情報提供</li> </ul>

## (3) こども・若者の健やかな心身の育成

こども・若者を取り巻く社会環境や食に関する環境が大きく変化する中で、朝食の欠食や児童生徒の肥満、若年女性の痩身傾向も課題となっています。

また、近年、こども・若者をとりまく様々な不安や悩み、ストレスなどに対応するため、こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識と適切な意思決定や行動選択が得られるよう、学校や家庭における思春期保健教育や相談支援が必要とされています。

そのため、こども・若者が健康で安全な生活を送ることができるよう、「健幸こぼやし21」や「いのち支える小林市自殺対策行動計画」に基づき、望ましい生活習慣を身に付け、元気な心と体を大切にすることどもたちを育てるために、保健・体力づくり及び食に関する指導を関連付けた取組の充実を図ります。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・若者の健康や体力の向上につながる取組</li> <li>・生活習慣に関する指導の充実を図る取組</li> <li>・食育の推進と安心・安全な給食の提供</li> <li>・小児医療体制の確保とかかりつけ医の普及啓発</li> <li>・こども・若者の心と命を支える取組（自殺対策）の推進</li> <li>・思春期保健対策の充実</li> </ul>

## 基本目標3 こども・若者と子育て家庭を支える

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期と、それぞれの成長段階における様々な学び、遊び、体験を通じて成長し、若者になり、そして大人になっていきます。

就園及び就学にあたっては、教育・保育施設、学校等をこどもとその保護者が安心して過ごし、学ぶことのできる環境として整備していくことはもちろん、「こども大綱」においては、学童期・思春期における居場所を新たにつくることに加え、既に多くのこども・若者の居場所となっている子ども食堂や学習支援の場等の地域にある多様な居場所、図書館等の社会教育施設等についても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組むことが明記されています。

こども・若者が様々な遊びや学び、体験等を通じて、劇的に変化していく社会環境を生き抜く力を得ることは、将来を切り開く上で重要であり、そのためには、年齢に応じたこども同士の居場所や豊かな人間性を育むための様々な体験機会を拡充していく必要があります。

こども・若者が成長できる場所や活動機会の提供を推進するとともに、それぞれのライフステージで様々な成長するこども・若者を、保育所・認定こども園、幼稚園、学校等において、関係機関や地域との連携のもと、切れ目なく支援します。

### (1) 質の高い教育・保育の提供の充実

こどもの幸せを第一に考えつつ、保護者の就労形態の多様化・長時間化に対応するため、利用者の意向を十分に踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等、市民が利用しやすい多様な保育・教育サービスの提供に努めるとともに、事故防止・人権擁護（虐待予防）・マネジメント等において、特定教育・保育施設に対する指導監査・立入調査の実施等により、教育・保育の質の向上を図ります。

学校教育において、知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬくこどもの育成を目指し、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、こども・若者が性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

#### 主な施策内容

- ・ 特定教育・保育施設等における多様な保育サービスの充実
- ・ 特定教育・保育施設等の整備・拡充
- ・ 児童生徒・保護者のニーズに対応した個別指導の推進
- ・ 教育の情報化（ICT化）の促進
- ・ 学校における平等・公平意識の啓発
- ・ 協働による学校づくり

## (2) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくりの推進

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力等の様々な能力を養うとともに、多様な動きを身に付け、健康を維持することにもつながります。

こども・若者が気軽に遊べる場所を確保するとともに、野外活動や文化活動、読書活動、ボランティア体験等の多様な体験活動の充実を図ります。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びや体験の場の充実</li> <li>・放課後児童クラブ等の充実</li> <li>・こども・若者の居場所づくり</li> <li>・外国とつながるこども・若者への支援</li> </ul>

## (3) 家庭や地域のつながりによる子育て支援と教育力の向上

全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、関係機関や地域と連携し、子育てに配慮した環境の整備等、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、家庭の教育力の向上がこどもの学力向上及び健全育成につながることを踏まえ、家庭教育学級を支援します。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て支援体制の充実</li> <li>・地域子育て支援拠点の整備による子育て支援機能の強化※</li> <li>・家庭教育に関する学級や講座等の実施</li> <li>・地域人材による学習支援</li> </ul>

※小林市健幸のまちづくり拠点施設（令和8年度開館予定）への地域子育て支援センター移転整備に併せ、屋内遊び場及び赤ちゃんルームを整備することにより子育て支援機能の強化を図る。

## (4) こども・若者の安全と安心の確保

こども・若者が事故や犯罪等の被害に遭わないよう、道路や公園等の公共施設の構造、設備、配置等について、事故防止に配慮した環境設計に努めるとともに、通学路や公園等における安全灯の整備等、犯罪防止に配慮した防犯設備の整備に努めます。

また、地域全体で児童生徒の見守りを行い、児童生徒が安心して通学できる体制の維持に努めるとともに、こどもや保護者を対象とした交通安全教育を推進します。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・安全な公園や遊具、道路交通環境の点検とメンテナンス</li><li>・通学路の安全確保と安全教育の推進</li><li>・ユニバーサルデザインと外出支援の推進</li></ul>

## 基本目標4 困難を抱えるこども・若者や家族を支える

こども・若者の状況をみると、障がいや貧困、不登校、ひきこもり、非行等のこども・若者の抱える課題が多様化し複合的となり、家庭や学校だけでは全ての課題を解決することは難しくなっている状況があります。

そうした中、令和3年4月の社会福祉法改正において、地域共生社会実現のための具体的手法・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することが規定され、本市では、その課題解決を目指すものとして、「重層的支援体制整備事業」を令和5年度より本格実施しています。

今後は、家庭や学校、地域と連携した対応がますます必要となってくることが想定されることを踏まえ、関係機関等が連携した適切な支援に努めるとともに、こども・若者、そしてその家庭が希望する生活を選択できるように支援体制の整備を推進します。

### (1) 発達に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進

障がいを有していたり、発育・成長に遅れがあるこども・若者、その保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、「小林市障がい者計画」及び「小林市障がい福祉計画・小林市障がい児計画」に基づき、障がい福祉サービス等による支援の充実を図ります。

また、支援が必要なこどもと他のこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための環境整備と、一人ひとりの教育・支援ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図るとともに、支援が必要なこども・若者、その家族が希望する将来を実現できるよう、こどもたちの達成感・自己肯定感を高める教育と支援を推進します。

#### 主な施策内容

- ・障がい福祉サービスの充実
- ・障がい児等のある家庭の負担軽減の充実
- ・教育・保育施設及び放課後児童クラブ等のインクルーシブな育成支援
- ・発達に支援が必要な児童生徒の教育支援
- ・発達に支援が必要なこども・若者の進学・就労支援

## (2) ひとり親家庭に対する自立支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、母子・父子自立支援員が窓口となって、関係機関と連携を図りながら、様々な困りごとの相談に応じ、適切な助言や必要に応じた自立に向けた支援を行います。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭に対する相談体制の充実</li> <li>・ひとり親家庭の自立支援と情報提供</li> </ul>

## (3) こどもの貧困の解消に向けた対策

今この瞬間にも、生まれ育った家庭や様々な事情から貧困の状態となり、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されず、権利が侵害された状況で生きているこども・若者がいます。

こども・若者の貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を各家庭だけの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

そこで、全てのこども・若者が、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労の支援等、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困の解消に向けて取り組めます。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の支援</li> <li>・生活の安定と保護者の就労の支援</li> <li>・経済的支援</li> </ul>

#### (4) 悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族への支援

こども・若者が、自らの価値観や生き方を確立しようとする中で、家族や友人、恋人のこと、学校や職場での生活のこと、進学や就職、将来のことなど、様々な不安や悩みを抱えることは、少なくありません。

時には身動きがとれなくなり、非行行為やひきこもりの状態になることもあります。

悩みや不安を抱えるこども・若者、とりわけひきこもりの状態になったこども・若者が、自らをいたずらに傷つけることなく、自らのペースで歩みを進められるよう、地域と連携し安心できる居場所を確保するとともに、こども・若者、その家族が気軽に相談できる体制の整備と情報提供を図ります。

また、こども・若者の発達段階に応じた適切な指導を行い、自主性や自立性、主体性を培うとともに、学校と警察、地域、関係機関が相互に連携し、こどもの非行防止と健全育成に努めます。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校やひきこもり等のこども・若者、家庭に対する支援</li> <li>・非行防止と自立支援</li> </ul>

## 基本目標5 若い世代の安定した生活基盤を支える

こども・若者が描くライフプランを実現するためには、就労等による経済的自立、結婚や出産といった希望の実現を社会全体で支え、「男は仕事、女は家事」といった男女の固定的役割分担意識の解消、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図っていく必要があります。

一方、こども施策をはじめとする市政運営においては、こども・若者の意見を積極的に取り入れ、次世代につなげていくことも重要です。

こども・若者が希望する将来を実現することができるよう、こども・若者の意見を踏まえながら、若い世代の出会いの場から、結婚、妊娠、出産、就労及び住まいまで総合的な支援を行います。

また、少子化対策にあたっては、個人の選択の自由や多様性に十分配慮した上で推進します。

### （1）若者の就職・結婚・子育てへの社会全体での支援

少子化の要因としては、結婚や出産に対する意識の変化や子育て環境への不安、経済的負担等が考えられています。

少子化が続くと、地域社会における担い手不足、現役世代の負担の増加、行政サービス水準の低下等の地域社会に多大な影響を及ぼすことが懸念され、人口流出が続く本市においては、その影響がさらに大きくなる懸念があります。

結婚やこどもを持つことを希望する若者が、子育て環境や経済面に対する不安により、希望が叶えられないといったことがないよう、結婚・出産に対する支援の充実を図るとともに、若者のライフプランに対する意識の醸成と若者への就労支援を推進します。

#### 主な施策内容

- ・こども・若者のライフプラン教育の充実
- ・新規学卒者・若者への就職支援
- ・出会い・結婚への支援
- ・結婚新生活や子育て家庭への支援

## (2) とともに協力しながら働き・子育てできる社会の推進

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。

家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭や子育てにおける責任を担うことを促すなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

主な施策内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 固定的な役割分担意識の解消</li><li>・ ワーク・ライフ・バランスの推進</li><li>・ 育児・介護休暇制度や職場復帰後の両立支援に関する情報提供</li></ul>